



東京高裁総第2290号

令和3年7月8日

山中理司様

東京高等裁判所長官 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

3月29日付け（同月31日受付，東京高裁総第1151号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので，通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等  
東京高等裁判所裁判官会議規程（制定 昭和23.6.30）（片面で3枚）
- 2 開示の実施方法  
写しの送付

（担当） 総務課 電話03（3581）1332（ダイヤルイン）

東京高等裁判所裁判官会議規程（制定 昭和23.6.30）

改定 昭和35.12.13 平成17.3.18

第1条 東京高等裁判所の裁判官会議については、法令又は規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 裁判官会議は、東京高等裁判所の全員の裁判官でこれを組織し、東京高等裁判所長官（以下長官という。）が、その議長となる。

第3条 裁判官会議は、長官が、これを招集する。

2 裁判官会議は、毎年6月及び12月の2回、これを招集しなければならない。

3 必要があるときは、随時裁判官会議を招集することができる。

4 裁判官の3分の1以上が会議の目的及び招集の理由を明らかにして請求したときは、直ちに、裁判官会議を招集しなければならない。

第4条 裁判官会議の議に付すべき事項は、あらかじめ、各裁判官に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

第5条 長官が裁判官会議に議案を提出するには、あらかじめ、常置委員会に諮問しなければならない。

第6条 長官以外の裁判官が、裁判官会議に議案を提出するには、あらかじめ、10人以上の裁判官の同意を得なければならない。

第7条 裁判官会議は、これを公開しない。ただし、裁判官会議の許可を受けた者は、これを傍聴することができる。

2 東京高等裁判所の裁判官の職務を行う裁判官は、裁判官会議に出席して意見を述べることができる。

3 東京高等裁判所事務局長（以下事務局長という。）は、裁判官会議に出席して意見を述べるができる。ただし、裁判官会議において適当と認めるときは、その出席を拒み、又はこれを退席させることができる。

4 裁判官会議において必要があると認めるときは、裁判官以外の者の出席を求め

その説明又は意見を聴くことができる。

第8条 裁判官会議は、裁判官の半数以上が出席しなければ、議事を開き決議をすることができない。

第9条 議案の提出者は、その提案理由を裁判官会議に説明しなければならない。

ただし、長官は、事務局長その他適当と認める者に提案理由の説明をさせることができる。

第10条 裁判官会議の議事は、出席裁判官の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規則の制定及び改廃を決するには、出席裁判官の3分の2以上の賛成がなければならない。

第11条 裁判官会議の議事については、事務局長が議事録を作成する。

2 議事録には、出席者の氏名、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び事務局長が、これに署名しなければならない。

第12条 常置委員会の承認があるときは、民事部及び刑事部の各部並びに知的財産高等裁判所の通常部の各部を代表する裁判官の会議をもって裁判官会議に代えることができる。ただし、規則の制定及び改廃をする場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、民事部又は刑事部の各独自の事項については、常置委員会の承認を得て、民事部又は刑事部の各部を代表する裁判官のみによる会議をもって、裁判官会議に代えることができる。

3 前2項の場合において、常置委員会の承認があるときは、各部を代表する裁判官の書面による決議によることができる。ただし、書面による決議について反対する者があるときは、この限りでない。

第13条 前条の代表者会議は、各部の裁判官のうちから会議の都度互選される1人ずつの代表者でこれを組織する。

2 代表者会議の招集、決議の方法その他の運営については、裁判官会議の例による。

第14条 差し迫った必要のため、裁判官会議及び代表者会議を開くことができな

い場合には、長官は、常置委員会に諮問したうえ、応急の措置を講ずることができ。この場合には、次の裁判官会議において、その承認を得なければならない。

附 則

この規程は、東京高等裁判所事務処理規則施行の日（昭和23年7月1日）から、これを施行する。

附 則（昭35.12.13改正）

この規程は、昭和36年1月1日から施行する。

附 則（平17.3.18改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。